

一時金を支給する、こういうことにいたしております。

○湯山勇君 只今ので大要よくわかりましたが、義勇隊の場合には援護法による年令で、援護法では十七歳でしたが、この場合は十四歳から行つてゐるというふうなことを聞きますが、年令関係はどうなつておりますか。

○説明員(田邊繁雄君) 三十四条の戦闘参加者の範囲につきましては、一応年令は十七歳と抑えておりますが、なお考究したいと思つております。

○湯山勇君 大臣にお尋ねしたいと思つております。この今回改正されようと思つております。この今回改正されようと思つております。この今回改正されようと思つております。

○湯山勇君 大臣にお尋ねしたいと思つております。この今回改正されようと思つております。この今回改正されようと思つております。

○湯山勇君 大臣にお尋ねしたいと思つております。この今回改正されようと思つております。この今回改正されようと思つております。

○湯山勇君 大臣にお尋ねしたいと思つております。この今回改正されようと思つております。この今回改正されようと思つております。

○湯山勇君 大臣にお尋ねしたいと思つております。この今回改正されようと思つております。この今回改正されようと思つております。

○湯山勇君 大臣にお尋ねしたいと思つております。この今回改正されようと思つております。この今回改正されようと思つております。

とを分けて、公務の場合にはそれ／＼の処置をいたし、非公務の場合には又これに対する方法を立てておる。従いまして公務と非公務との区別というのは現在の考え方からいいますと、当然厳格をして来ると思つてゐる。ただ、具体的に如何なるものが公務であるかというところに問題があると思つてゐる。殊に今回の大東亞戦争の特質から考えますと、従来の行政実例或いは範疇を相当括弧で考えないと、国民の納得するような状態になつて来ないのじやないかというのが一つであらうと思つてゐる。従いまして公務の範囲という問題が一つは残りますが、これは別にいたしまして、今後におきましても公務と非公務は、公務というのを恩給法上取扱つて参ります場合にはやはり残つて来る場合、その公務に対する非公務というものが当然あり得ると存じております。今援護法は将来のことは殆んど問題にはなりません、恩給法は将来文官等が主とありますが、残りますけれども、援護法ではすでに多くのこれらの時日が経過した後に於ける処置と一応考えられるのであります。そこで援護法では従来の取扱でどうしてもこれを局限しても非公務という線が残りますから、この非公務という線も、国民感情から考えましてこのままで何らの処置もしないというところは國家としては誠に不適当である。従つて恩給法と等しく反映をいたしまして、今回の処置をとつたような次第であります。

○湯山勇君 只今の問題につきましてお願ひ申し上げたいと思つてゐる。恩給法では勿論大臣もおつしやつたように、建前は崩せないと思つてゐる。併しながらこの援護法のほうではそういう幾らか恩給法で非常な隘路するものを

見て行くという建前も結局考えられると思つてゐる。なお今四五万円の措置がなされたけれども、それで果して納得が行くかどうかという点については問題が多いと思つてゐる。これをどうするかという点については、なお十分に御検討頂きたいと思つてゐる。

○湯山勇君 只今の問題につきましてお願ひ申し上げたいと思つてゐる。恩給法では勿論大臣もおつしやつたように、建前は崩せないと思つてゐる。併しながらこの援護法のほうではそういう幾らか恩給法で非常な隘路するものを

○湯山勇君 只今の問題につきましてお願ひ申し上げたいと思つてゐる。恩給法では勿論大臣もおつしやつたように、建前は崩せないと思つてゐる。併しながらこの援護法のほうではそういう幾らか恩給法で非常な隘路するものを

○湯山勇君 只今の問題につきましてお願ひ申し上げたいと思つてゐる。恩給法では勿論大臣もおつしやつたように、建前は崩せないと思つてゐる。併しながらこの援護法のほうではそういう幾らか恩給法で非常な隘路するものを

○湯山勇君 只今の問題につきましてお願ひ申し上げたいと思つてゐる。恩給法では勿論大臣もおつしやつたように、建前は崩せないと思つてゐる。併しながらこの援護法のほうではそういう幾らか恩給法で非常な隘路するものを

も従来問題になつておりました。このことは何／＼疑義があるから十分一検討をしようということになつたわけでございます。事柄はそういう事柄でございますけれども、今のような問題は、新しい民法なり或いは大きく言えば憲法の精神とも違背するのではないかという点もございまして、何となくこの問題について早急に解決の途を講じて頂きたいと思つてゐる。ただ恩給法等との繋りにおいてどうしようというふうな話もありまして、けれども、これは援護法が恩給法とは必ずしも一致するものではないというところは先ほどの話にもありました通りでありまして、その辺御考慮頂いて、何とかこれに対する措置は御検討頂けるかどうか。これも大臣からもう一度一つお伺ひしたいと思つてゐる。

○湯山勇君 只今の問題につきましてお願ひ申し上げたいと思つてゐる。恩給法では勿論大臣もおつしやつたように、建前は崩せないと思つてゐる。併しながらこの援護法のほうではそういう幾らか恩給法で非常な隘路するものを

○湯山勇君 只今の問題につきましてお願ひ申し上げたいと思つてゐる。恩給法では勿論大臣もおつしやつたように、建前は崩せないと思つてゐる。併しながらこの援護法のほうではそういう幾らか恩給法で非常な隘路するものを

○湯山勇君 只今の問題につきましてお願ひ申し上げたいと思つてゐる。恩給法では勿論大臣もおつしやつたように、建前は崩せないと思つてゐる。併しながらこの援護法のほうではそういう幾らか恩給法で非常な隘路するものを

○湯山勇君 只今の問題につきましてお願ひ申し上げたいと思つてゐる。恩給法では勿論大臣もおつしやつたように、建前は崩せないと思つてゐる。併しながらこの援護法のほうではそういう幾らか恩給法で非常な隘路するものを

○湯山勇君 只今の問題につきましてお願ひ申し上げたいと思つてゐる。恩給法では勿論大臣もおつしやつたように、建前は崩せないと思つてゐる。併しながらこの援護法のほうではそういう幾らか恩給法で非常な隘路するものを

○湯山勇君 只今の問題につきましてお願ひ申し上げたいと思つてゐる。恩給法では勿論大臣もおつしやつたように、建前は崩せないと思つてゐる。併しながらこの援護法のほうではそういう幾らか恩給法で非常な隘路するものを

た。従つて従来のもらつておつた人たちがその後のいろいろな事情で、家庭的な事情で、仮に子供は戦死をした、その後母親が病死をした、父親だけやつておつたら、どうしてもやつて行けないから、仮にほかの婦人を娶つて家内とした。ところがそのために恩給が失格をしてしまつた、こういう事実が相当で参りましたので、これはたしか議員の修正として修正されたと思つてゐる。そういうふうな事実を何とか救済したいというのがある修正案の御趣旨であつた。この御趣旨は私どもも誠に止むを得ないことである。そういう意味から申し申しますと現実になるべく即応したやり方を援護法でやつて参ります意味におきまして、この悲境にありまする人々を何とかいたすという意味においてこの氏は改めな

○湯山勇君 只今の問題につきましてお願ひ申し上げたいと思つてゐる。恩給法では勿論大臣もおつしやつたように、建前は崩せないと思つてゐる。併しながらこの援護法のほうではそういう幾らか恩給法で非常な隘路するものを

○湯山勇君 只今の問題につきましてお願ひ申し上げたいと思つてゐる。恩給法では勿論大臣もおつしやつたように、建前は崩せないと思つてゐる。併しながらこの援護法のほうではそういう幾らか恩給法で非常な隘路するものを

○湯山勇君 只今の問題につきましてお願ひ申し上げたいと思つてゐる。恩給法では勿論大臣もおつしやつたように、建前は崩せないと思つてゐる。併しながらこの援護法のほうではそういう幾らか恩給法で非常な隘路するものを

○湯山勇君 只今の問題につきましてお願ひ申し上げたいと思つてゐる。恩給法では勿論大臣もおつしやつたように、建前は崩せないと思つてゐる。併しながらこの援護法のほうではそういう幾らか恩給法で非常な隘路するものを

○湯山勇君 只今の問題につきましてお願ひ申し上げたいと思つてゐる。恩給法では勿論大臣もおつしやつたように、建前は崩せないと思つてゐる。併しながらこの援護法のほうではそういう幾らか恩給法で非常な隘路するものを

○湯山勇君 只今の問題につきましてお願ひ申し上げたいと思つてゐる。恩給法では勿論大臣もおつしやつたように、建前は崩せないと思つてゐる。併しながらこの援護法のほうではそういう幾らか恩給法で非常な隘路するものを

い、世帯を共にしてゐる、生計を共にしてゐるという意味においてそれを規制され得ると存じてゐる。現在のようない方法に相成つた次第でございます。従いまして今までの人々たちが、失権したとしておりました人々たちが、現実にはその状態が失権から蘇り得たのではないかと考へておる次第でありまして、恩給法とこの点は併せて改正に相成つておるのであります。

○湯山勇君 建前としては、戦死者の妻が再婚した場合というのは、これは今基本的な考え通りと言つても差支えないと思つてゐる。併しながらその父母とか祖父父母とかいうものはむしろ相当高年齢に達してゐるものがある。若しその子供が勤務等をしてゐる場合には、当然まあ扶養家族になる性格のものが多いと思つてゐる。そういう

○湯山勇君 建前としては、戦死者の妻が再婚した場合というのは、これは今基本的な考え通りと言つても差支えないと思つてゐる。併しながらその父母とか祖父父母とかいうものはむしろ相当高年齢に達してゐるものがある。若しその子供が勤務等をしてゐる場合には、当然まあ扶養家族になる性格のものが多いと思つてゐる。そういう

○湯山勇君 建前としては、戦死者の妻が再婚した場合というのは、これは今基本的な考え通りと言つても差支えないと思つてゐる。併しながらその父母とか祖父父母とかいうものはむしろ相当高年齢に達してゐるものがある。若しその子供が勤務等をしてゐる場合には、当然まあ扶養家族になる性格のものが多いと思つてゐる。そういう

○湯山勇君 建前としては、戦死者の妻が再婚した場合というのは、これは今基本的な考え通りと言つても差支えないと思つてゐる。併しながらその父母とか祖父父母とかいうものはむしろ相当高年齢に達してゐるものがある。若しその子供が勤務等をしてゐる場合には、当然まあ扶養家族になる性格のものが多いと思つてゐる。そういう

○湯山勇君 建前としては、戦死者の妻が再婚した場合というのは、これは今基本的な考え通りと言つても差支えないと思つてゐる。併しながらその父母とか祖父父母とかいうものはむしろ相当高年齢に達してゐるものがある。若しその子供が勤務等をしてゐる場合には、当然まあ扶養家族になる性格のものが多いと思つてゐる。そういう

○湯山勇君 建前としては、戦死者の妻が再婚した場合というのは、これは今基本的な考え通りと言つても差支えないと思つてゐる。併しながらその父母とか祖父父母とかいうものはむしろ相当高年齢に達してゐるものがある。若しその子供が勤務等をしてゐる場合には、当然まあ扶養家族になる性格のものが多いと思つてゐる。そういう

しますと、婚姻によつて失格するといふことよりも、婚姻してその家族の中に入れば、むしろ扶養される性格のものであつて、そのことによつて何ら實質的な利益は受けないといふものが現在の段階では多いと思ふのです。殊に父母というよりも祖父母の場合には……そういうことを考えますと、ただ単に婚姻によつて任意に姓を変えるか変えないかということが失格の要素になるということには、やはり相当問題が残ると思ふので、これは更に私としては御検討願ひたいと思ふのでございますが、御検討願ひたいかどうか。

○国務大臣(草壁肇) お話の点御尤もだと存じます。ただ私が申し上げましたようなずつと筋が通つておる場合には、これは簡單明瞭でどなたも御議論のない点であります。その家という觀念は今ございせんが、仮に同一世帯から出た場合のことを思ひますと、今の御懸念のような点がたゞさん生じて参ります。それと同じように要の場合にも、妻がその兄弟等と同一世帯内における氏のとこで結婚した場合に五万円の手懸金は出せる。たゞく同じ氏のほかと結婚してもそれに該当するといふ矛盾が生じて来るというやうなことが起つて来る。これは根本の筋を何とかその範圍に入れたいために、少し雑音が入つて来たといふやうな恰好になつておりますから、御意見はよく検討いたしたいと思ひます。

○委員長(上條愛一君) 他に御発言もないようでございますから、質疑は尽きたものと認めて差支えございませんか。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないといふと、婚姻によつて失格するといふことよりも、婚姻してその家族の中に入れば、むしろ扶養される性格のものであつて、そのことによつて何ら實質的な利益は受けないといふものが現在の段階では多いと思ふのです。殊に父母というよりも祖父母の場合には……そういうことを考えますと、ただ単に婚姻によつて任意に姓を変えるか変えないかということが失格の要素になるということには、やはり相当問題が残ると思ふので、これは更に私としては御検討願ひたいと思ふのでございますが、御検討願ひたいかどうか。

認めます。それではこれから討論に入ります。御意見のおありの方はそれぞれ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○廣瀬久忠君 動議を提出いたしました。本案に對しまして左の修正の動議を提出いたします。理由は、審議の關係上施行期日が四月一日となつておるのが遅れますので、そのために法律の通用の上に不都合が生ずるのでそれを是正したい、こういうことが理由であります。この修正の内容を申し上げます。内容は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案に對する

修正案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案の一部を次のやうに修正する。

附則第一項中「昭和二十九年四月一日から施行する」を「公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日から適用する」に改める。

附則第五項中「この法律の施行と同時に」の下に、「昭和二十九年四月一日前に死亡した軍人又は軍人であつた者に關し」を加える。

以上の通りでございます。

○湯山勇君 私は只今の廣瀬委員の御提案に賛成いたします。

○委員長(上條愛一君) 只今の廣瀬委員提出の修正動議は成立いたしました。よつて廣瀬委員の提出の修正案を含めて修正意見がございましたら、討論中にお述べを願ひます。……別に御意見がないようでございますから、討論は終局したものと認めて差支えございませんか。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないといふと、婚姻によつて失格するといふことよりも、婚姻してその家族の中に入れば、むしろ扶養される性格のものであつて、そのことによつて何ら實質的な利益は受けないといふものが現在の段階では多いと思ふのです。殊に父母というよりも祖父母の場合には……そういうことを考えますと、ただ単に婚姻によつて任意に姓を変えるか変えないかということが失格の要素になるということには、やはり相当問題が残ると思ふので、これは更に私としては御検討願ひたいと思ふのでございますが、御検討願ひたいかどうか。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないといふと、婚姻によつて失格するといふことよりも、婚姻してその家族の中に入れば、むしろ扶養される性格のものであつて、そのことによつて何ら實質的な利益は受けないといふものが現在の段階では多いと思ふのです。殊に父母というよりも祖父母の場合には……そういうことを考えますと、ただ単に婚姻によつて任意に姓を変えるか変えないかということが失格の要素になるということには、やはり相当問題が残ると思ふので、これは更に私としては御検討願ひたいと思ふのでございますが、御検討願ひたいかどうか。

賛成者挙手

○委員長(上條愛一君) 全員一致と認めます。よつて廣瀬委員提出の修正案は可決せられました。

次に、右の修正案の部分を除いた衆議院送付案を議題といたします。衆議院送付の案に御賛成の方は挙手を願ひます。

賛成者挙手

○委員長(上條愛一君) 全会一致を以て可決せられました。

なお、委員長の議院に提出する報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

高野 一夫 谷口弥三郎
中山 壽彦 横山 フク
廣瀬 久忠 安部キミ子
湯山 勇 堂森 芳夫
有馬 英二 竹中 勝男

○委員長(上條愛一君) 御署名漏れはございませんか。……御署名漏れはないと認めます。

なお、本會議における委員長長の口頭報告については委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(上條愛一君) 御異議ないといふと、婚姻によつて失格するといふことよりも、婚姻してその家族の中に入れば、むしろ扶養される性格のものであつて、そのことによつて何ら實質的な利益は受けないといふものが現在の段階では多いと思ふのです。殊に父母というよりも祖父母の場合には……そういうことを考えますと、ただ単に婚姻によつて任意に姓を変えるか変えないかということが失格の要素になるということには、やはり相当問題が残ると思ふので、これは更に私としては御検討願ひたいと思ふのでございますが、御検討願ひたいかどうか。

○委員長(上條愛一君) 次に、清掃法案を議題といたします。この際、通商産業委員長から三月二十三日申入れた点について説明をお聞きしたいと存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(上條愛一君) 御異議ないといふと、婚姻によつて失格するといふことよりも、婚姻してその家族の中に入れば、むしろ扶養される性格のものであつて、そのことによつて何ら實質的な利益は受けないといふものが現在の段階では多いと思ふのです。殊に父母というよりも祖父母の場合には……そういうことを考えますと、ただ単に婚姻によつて任意に姓を変えるか変えないかということが失格の要素になるということには、やはり相当問題が残ると思ふので、これは更に私としては御検討願ひたいと思ふのでございますが、御検討願ひたいかどうか。

○委員外議員(中川以良君) 只今本委員会におきまして御審議中の清掃法案に關しまして、通商産業委員会を代表いたしました、發言のお許しを賜りましたことは、誠に有難く、厚く御礼を申し上げます。

私どもは清掃法案が今國會に提出されて、立派なる措置が講ぜられ、これは満腔の賛意を表します次第でございます。ただ、我々が、只今日本産業再建の途上におきまして、産業関係からこれを眺めますときに、若干御修正を願ひたい点がございまして、先般來書面を以ちましてお願いを申出ておりますが、本日は幸いこういう機会をお与へ賜りましたので、その点に關しまして少しく御説明をさせていただきます。

衆議院の修正によりますと、第七條が新しく生まれまして、特別清掃区域の地域内におきまして、業務上その他の事由から多量の汚物を生ずるものに対して、市町村長は汚物の運搬、処理を命ずることができるようになつたのでございます。この命令に違反をいたします場合には、第二十三條の罰則が適用されまして、三万円以下の罰金が科せられることに相成つております。又第八條では、清掃の事

業を困難にし、又は清掃の施設を損うおそれのある汚物を出す経営者に対しても、市町村長は第七條と同様の命令を出すことができる。これにも第二十三條の罰則が適用されることになつておるのであります。第七條及び第八條の趣旨につきましては、私どもも何ら反対はないので、当然のことだろつと存じます。尤もこの中におきます多量の汚物というのは、どういふ程度であるか、或いは又市町村長が出しますところの命令というものは、どういふ形式を履んで出されるのであるかというやうな点の疑問はいろいろございまして、こういう問題は本委員会におきまして、十分に御審議を願ひまして、明確にして頂けるものと私どもは信じております。

そこで私どもの廣れております点は、市町村長が清掃を尊重する建前から、行き過ぎの命令によりまして、企業者がややともいたしますと、負担に堪えられないやうな処理を強いられるやうなことが万が一にもあつたといひますと、これは産業に對しまして、不測の大きな影響を及ぼすことに相成りますので、こういうことはなからうかと存じます。万が一の場合を私どもは懸念をいたしております次第であります。

そこで第二十三條の罰則がこれに適用されるといたしますならば、せめて当事者が異議の申立てができるやうな救済規定を置くべきではなからうかと存するのでございます。そして公正な立場に立つていまだ一度命令を考慮して頂きたい。それでも命令が公正なものであるならば、その命令通りに施行されることは何らこれは異存はないと認めます。

いのでございまして、これは命令が強制されましても一向に差支えないと思ふのでございます。

このような、ただ救済規定を設ける、いわゆる当事者が異議を申立てるところの機会をお与え願いたいと思ふのであります。最近のいろいろな立法を眺めますと、非常に命令処分に対しては、常に異議の申立てや不服申立、公開による聴聞会等による救済又は弁明の途を開いておられますのが通例でございまして、清掃法案につきましても、これを入れることが公正なる取扱いはなからうかと存ずるのでございまして、本法案に關しましては、公開の聴聞会などによりまして、いろいろよくよくしくやる必要はないと存じますが、ただ異議の申立てができ、意見の開陳の機会が与えられまするならば、それで私は結構であると思ふのでございまして。

なお、救済規定を設けないならば、政府原案の通りに罰則を削ぐことも考えられるのでございまして、折角衆議院におきまして修正をされたので、この際は是非救済規定が入れられるようにお取計らいをお願いいたします。

以上誠に簡単でございしますが、通商産業委員会を代表いたしまして、本法案に對します修正を本委員会の皆様方にお願ひを申上げる次第であります。どうぞよろしくお願ひをいたします。

○委員長(上條愛一君) 只今の中川通商産業委員長の修正意見に対する御質疑がございましてお願いいたしたいと存じます。……それでは中川通商産業委員長長の修正意見に対する質疑はこ

の程度にいたしました、本案に對する質疑をお願いいたします。

○堂森芳夫君 只今の通産委員長の申入れでございしますが、実際にいって事務局ではどのような折衝になつておりますか、さつきの問題ですね。

○政府委員(楠本正康君) 多量の汚物を排出いたします場合に、市町村長が適当な処分又は指定した場所に運搬することに對します問題につきましては、すべて省令によつて内容が規制されることになつております。例えれば多量の汚物の量の程度、或いは処分のやり方、或いは運搬の仕方等につきましてはすべて省令に譲ることに相成つております。従つて通産当局等の話合ひではその省令を作成するときに十分に当局同士が相談をしてくれという事で、おおむね話合ひを得ております。

次に、特殊な汚物の問題でございするが、これは専ら工場その他だけに適用する問題でございしますが、この内容は例えれば特別な薬品に汚れた汚物等を処理いたします場合に、普通の清掃事業ではなか／＼その扱いが困難だと認められる場合の規定でございまして、これに關しましてはそのやり方、運用の仕方等が行き過ぎにならないよう通産当局と相談の結果、実施に當つては行き過ぎにならないような指導方針を確立し、連名通牒のごときものを地方に出してその徹底を図るというような方法で、おおむね了解を得ているわけでございます。

○堂森芳夫君 環境衛生部長の説明で、あとのほうで特殊な汚物、これの処理については、各府県相當の／＼な具体的な事例があると思ふのです

が、なか／＼工場側がずるいというか、非常に無責任な態度をとつていますしね。作物なんかにも非常に大きな影響を及ぼし、或いは勿論飲料水なんかに大きな影響を及ぼす、或いはこの間の東京湾の浅草海苔の問題とかい

ろあるものですが、こういうことは實際うまく行つていないんじゃないですか。

○政府委員(楠本正康君) 只今御指摘のように、工場から排出せられます各種の有毒物質等によります水質の汚濁或いは空氣の汚濁その他各種の被害というものは、かなりの例数にも上つております。併しながらこれらの問題は極めて重大な問題でありまして、大きな問題であります。現在のところ

はこれらに對しまして特に法を以て規制する何もものないわけでありまして、そこで私もいたしましては、今後これらの問題を本格的に考えなければならぬと思つております。本年

度の予算におきましては財務当局と折衝の結果、これらに關する調査費だけは一応認められました。従つて今後これらの調査を実施いたしまして、その結論によつて根本的な対策を立てる方針でございまして、併しながらこれらの問題を清掃という観点から見ました場合には、極めて狭い範囲ではあります。併しこの清掃法案に載せてありますようなことでこの工場廃液問題、或いは工場はいくゆる公害問題、公け

の害の問題を解決するといふような意思は毛頭ございせん。ただ清掃作業という面から見て、特にかようなところに支障のあるものだけについて、部分的に若干の規制を加えたらという程

度のものございまして、只今御指摘のように各所で問題になつておりますようなことは、今後調査の結果に基づきまして根本的な対策を樹立したい、かような心がまえでございまして。

○高野一夫君 只今の質問に關連した問題ですが、先ほど堂森委員の質問に對して、今部長から多量の汚物の処理、それから特殊の汚物の処理といふことについて政令で考へてゐる、なるべく支障のないようにしたいつもりだといふことの御答弁があつたわけですが、それは今あなたが考へていらつしやるだけなんですか。それともどこか

そういうことが出ておりますか。

○政府委員(楠本正康君) これは多量の汚物の場合には省令に全部譲つてございまして、表面には出てございませ

ん。従つてこの省令を作成する場合に、通産当局と十分に相談をして内容を作つて行くといふことで了解を得て

いるわけでございます。

次に、特殊な汚物につきましては、これは主として運管の問題を考えまして、これらの運管に當りましては、行き過ぎにならないように通産当局とよく相談をいたしまして、連名通牒等の形によりましてその法の実施、運管の方針を明らかにいたしたい所存でござい

ます。これ又このことによりましておおむね通産当局の了解を求めております。

○高野一夫君 その両方の場合について政令で以て定めるといふことを入れて置かんでいいのですか。それは實際問題としてどうやつてもらえるかどうかけれども、第七條、第八條について折角通産委員長から異議申立の機会を与えてくれといふ申入れがあつたわけな

んですが、あなたのおつしやるように政令で定めるといふ趣旨であれば、その必要もないかも知れませんが、そうするとその条文の中にそういうことは政令で定めるといふことを譲つておかないでいいでしょうか、どうなんですか。

○政府委員(楠本正康君) 多量の汚物の場合には修正案におきまして「省令の定めるところにより、云々と書いてございまして、当然省令が作成されることになつてゐるのでございまして。それから次に特殊な汚物の場合でござい

ますが、これらは個々の事例によつて著しく違ふことは極めて困難であつて、業態の内容が複雑であるに伴ひまして、内容が極めて千差万別でありまして、これが個々の問題について或いは全体の指導方針として通産省とよく相談をいたしまして本法の実施運営を圖つて行く、かような考へ方でござい

ます。

○高野一夫君 第七條のところはよくわかりました。ここに書いてあるのを私見落したので御説明よく納得できましたが、この第八條の特殊な汚物の処理について、個々の場合いろいろな難多

な問題があるというお話だけれども、これは工場地、事業地で出しておる特殊な汚物というものは大体わかりやしませんか。環境衛生上の立場から見

て、いろいろな問題があるとか何があるとかいふことになるわけですが、大きな工場なんといふところで調べて見れば、従来からの／＼な経験、いろいろな実情から見てどういふもの

ということはわかりやしませんか。

○政府委員(楠本正康君) それは御指

摘の通りかと存じますが、これらは只今申上げましたように、この内容に清掃作業を困難にするとか、そういう一つの規制が例示的に法律に明らかになっております。その範囲内において運営の面で行き過ぎにならないような運営をやつて行く以外に方法はなからう、かような考え方でございまして、なか／＼一つの省令というような基準を設けることは困難な面もあるのではなからうか、かように考えた次第でございします。

○豊森芳夫君 環境衛生部長にお尋ねしますが、この第三条ですね。この汚物の定義につきましては、「この法律で「汚物」とは、ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿及び犬、ねこ、ねずみ等の死体をいう。」で、この特殊の汚物というのは、この清掃法の定義の汚物には入らんのじやないか、どうですか。

○政府委員(楠本正康君) この定義の中に、先ほど申しましたように入っている範囲について、この害を除去するという意味で、先ほど根本的な問題としてこれは別な一つの根本問題として対策を立てる必要がある、ここでは例えば汚泥というように、例えば炭酸等の汚泥或いは工場の汚泥等にはいろいろ硫酸その他の有害物質の入つたものもございします。或いは普通ごみと呼ばれるものでありまして、場合によりまして有害な物質を含んだようなごみがたくさんございまして、これを運ぶことになりまして一般の清掃作業を困難にする。例えばすれば清掃に要するトラックがいたむとか、或いは清掃作業員の衣服がいたむとか、或いは実施ができないというような意味

の狭い範囲を考へておるのでございまして、従つてこれを以て全部工場のいわゆる公けの害、公害を防止しようというような意思はございしません。

○豊森芳夫君 そうしますと、例えば具体的な例を挙げますと、某工場から硫酸を含んだ水が流れる、これは汚泥ではないかも知れませんが、そういうものが流れて飲料水を盛んに汚染すると、それをこれで取締れないとする、民衆はこの硫酸を含んだ汚いものを飲まなければならぬ。これはどうしますか、環境衛生部長それでは顔色なしです。

○政府委員(楠本正康君) これは全く御指摘の通りでありまして、現在各地に工場廃液によりまして、この水質汚濁の問題は極めて大きな問題であることはよくわかつております。併しなからこれは重大な問題でありまして、一清掃法のごときものによつて解決を図るべきものでない。もつと根本的な対策で、例えば水質汚濁防止法のごときものこそ必要でありまして、かようなものでは根本問題は解決できない。そこでそんならそれは放つておくのか、こうなりまして、それは現在はずでに放つておく段階ではないということもよくわかつております。そこでまだ遅ればせではありまするが、二十九年度予算におきましてこれら水質汚濁等に関する調査費だけを一応成立いたさせて頂きまして、それによつて直ちに一つ一年間十分基本調査をいたしまして、その結果に基づきまして根本的な対策、例えば水質汚濁防止と

性格のものの樹立が必要であらう、こまあ考へておるわけでございます。

従つてこの点は現在各所に御迷惑をかへておるにもかかわらず若干対策の遅れた点は先生のお叱りの通りだと考えます。

○有馬英二君 関連して……。今のその工場から流れて来る何ですね、有毒或いは有毒でないかも知れないが、いろいろな毒物を含んでおるところの液が流れて来る、これは工場法なんかで取締つておりますか。

○政府委員(楠本正康君) 現在のところは取締の根拠というものはございせん。ただ、この水源、漁業の資源の確保などという法律、漁業関係の法律で一つの漁業の観点から極く部分的に取締れる基礎がございします。それからもう一つ河川法の中に、河川を濫りに汚してはならぬというような総括的な書き方をしたものがございします。これ以外には現在ございせん。ただ、

鉱山につきましてはこれは鉱山法によりましてそれを規制し得られる途が講じてございします。併し一般工場は殆んど野放しの状況と言つて差支えございせん。

○有馬英二君 私はまあかね／＼そう思つておつたのですが、御承知のように北海道のような、製紙業が非常に盛んで製紙工場に行つて見ると、非常に製紙工場から出るところのいわゆる何ですね、硫酸は勿論入つておるのだけれど、そのほかのいろいろなものを含んだ非常に汚い水がたぐさん流れておるのですね、それを例えばまあ苦小牧みたいなところは海に近いものですから、海に放流しておるのです。この海へまいたものは、これは勿論廃液の中にかゝる／＼なものを取出すことができるのですが、今何も着手

しておらんのですね。私ちよつとその廃液を何らかの利に利用できないかというような考へで調べてみたことがあるのですが、化学的にですとねあるらしいのですが、これは今何もやつておらない。これは相当に有害なもので、今お話のように例へばその魚族に対していかと思つておるんだが、何も処理されておらないのですね、現在の法律面では……。それで今お尋ねしたわけですが、工場法が何かで取締つてくれんかと……。若し取締つておらなければ早急に何らかの手を打たなければならぬと私は思う。

○竹中勝男君 やはりこれに関連することなんです、大工場で大量に水を汚染するとか、或いは薬品を流すという場合は、これは清掃法では取締れないと思ひますけれども、この第七条ですね、これによつてどういふうな程度までこれが取締れるのですか。例えば京都なんかは小さな町工場が、各から、例えば京都に堀川という川があるのですが、全部その堀川に流れるのです。その堀川の水の色といつたら、紫色、茶色で臭気がありまして、それが又賀茂川に流れ込む場所があるのです。そうすると賀茂川では子供が泳いでおるのです。その泥もつかない水とつかないものが川に行くのです。そしてその小さい染色の工場だとかそういうものが軒並みに川に流すんです。こういうものは差当りこの清掃法では取締れません。第七条あたりで……。

○政府委員(楠本正康君) これは只今も答えたいように、清掃法という考へ方ではちよつと無理かと存

じます。従つて根本的な問題は本法において取締はできないものと考へております。

○竹中勝男君 そのごみと一緒にです、ね、ごみと一緒にそれを流すんです。よ、各家、各工場、そういう場合です、ね、どうなるんですか。

○政府委員(楠本正康君) これはこのごみ或いは汚泥というものがですね、特別な状態にあつたというやうなときはですね、これによつて始末がつくと思ひます。併しなから悪臭或いは水質の汚濁或いは空気の汚染というやうなことになるやうな、これでは取締ができない。たゞ／＼ごみの形或いは汚泥の形等をしてそれが而も量が多くて周囲のものに迷惑をかけたというときだけに限られるわけでありまして、極めて範囲が狭いわけでありまして、ただ一つこの問題は極めて重大な問題であることはよくわかつておりますが、なか／＼むずかしい問題でございします。で、ただ一つこれではどの程度できるかということ、政治的な意味も加味して考へてみる点については、大きな効果があるかと存じます。

○竹中勝男君 これはやはり具体的な例を挙げて説明しておいたほうがいいと思ひます。それが積り積りますと伏見へ行きます。去年です。伏見で地域の争議が起つたのです。或る工場です、余りに汚水を、そして汚物を流すというところで周囲のものがその労働組合のものと一緒になりまして会社に抗議を申入れた。ところがその会社は確かに流しておる、溝川に流してはいる。けれども自分の会社だけじゃないという、これは京都の上のほうから全部このところに流れて来るというのです。

ね、それではあ解決しないのです。ところが伏見の住民は全京都の町工場から流れて来るものがその一角に集つて行く。たま／＼その一角にやはり小さい工場があつて、そこも多量に流している。これはまあ具体的にこういうものをこれ一つ当てはめて今度は研究しなければならぬと思うのです。が、そういう点についてやはりこれが当てはめられぬものなんですか。

○政府委員(楠本正康君) ごみの状態、或いは汚泥の状態でありますれば、これは当然取締の対象になるわけでございます。

○湯山勇君 大蔵省お見えになつていらつしやいますから、お尋ねいたします。自治庁も……。

○委員長(上條愛一君) それでは自治庁の財政部長と、大蔵省の主計官が見えておりますので、どうぞ……。

○湯山勇君 今回衆議院のほうから修正送付されました案によりますと、「ごみ又はふん尿を処理するために必要な施設の設置に要する費用」を国は補助するということになっておりますし、又これに対して「し尿消化そう、ごみ焼却場その他の清掃施設の設置に必要な資金の融通又はそのあつ施につとめなければならぬ」ということが謳われてゐるわけでございます。で、今回この法律が通つた場合に、二十九年度においてごみ又は糞尿を処理するために必要な施設の設置に要する費用の

補助が出せるかどうかでございます。ね。これは一応大蔵省のほうからお尋ねいたしたいと思ひます。

○説明員(大村筆雄君) お答えいたします。この二十九年度予算におきましては、これは二十八年度同様でございますが、下水道施設の整備の一環といたしまして、清掃施設整備の補助四千五百万円、二十八年度五千五百円でございますが、計上してございます。従いまして私どもの考えでは当然そういうように金のかかる制度でございますから、而も又地方に対しましては或る程度清掃施設として是非とも整備する必要がありますようなもの、こういうものについては奨励的な意味におきまして補助の交付ができるかとように考えております。

○湯山勇君 それでは只今お話になりました四千五百万でございますが、その以内で措置できるという意味でございますか。その現在の予算の範囲内という意味でしようか。それ以外にこの分に関しては助成できるというふうな意味でございませうか。

○説明員(大村筆雄君) 只今計上しております清掃施設補助で、四千五百万円、その範囲内でできると考えております。

○湯山勇君 この四千五百万円というものは、この法律のできない前の現在の考え方によつて考えられたものであつて、この清掃法というものは随分以前から先輩の委員各位が努力されまして、漸くここにまあ陽の目を見ることがなつたのでございませうが、清掃に關しては画期的な法律であつて、非常に重要なものであると思つてございませう。で、而もこれは放置すれば、す

で大村さん御承知のように、もうすでに各都市ともにこの汚物の処理には困つておられて、今にして何らかの対策を講じなければ、全く手を上げてしまふというような状態なので、相当これは英断を以てこういうふうな修正がなされたと思つてございませう。

若しこれをこのまま放置したとすれば、既定経費の四千五百万の処理だけで済ますようなことがあるとするならば、これは全く、折角できたこの清掃法というものは空文化する虞れがある。そこでこれは相当市町村の犠牲に於いて施設を作つてゐるのがあると思ひますけれども、併し折角できた以上は、何らかのこれに対する裏付けをしないと、一向法律ができて何にもならんじやないかという虞れがあるのではないかと、併し率直に申しまして本年度のああいふ予算の状態では、この施設に要する補助としては多額を期待することは或いは困難かも知れないと思ひます。これについてはできるだけの御善処をお願いしたいが、特にそれ以外の融資斡旋の面、つまり起債の面について

は相当御努力を願ひたいと思ひます。或いは又そういう余地が多分に、いろいろお聞きいたしましたも、残つてゐるのじやないかというように考えられるのでございませうが、特に融資斡旋、起債の面につきましては大蔵省並びに自治庁の御見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(後藤博君) 清掃事業が必要でありますことは私もよく承知いたしておりますが、本年度の地方財政計画の中ではこの条文を予定しないものとして額を組んでおります。今出しておるのは、起債のうちで一般単独

事業費の起債百十億でございますが、その中で賄ふことにはいたしております。従つて従来通りの程度のものしか現在の起債を認めることができないのではないかと、かように考えておるのであります。起債の枠を増額いたしますれば、勿論御趣意に副ふことはできると思ひますが、現在のところでは必ずしもこれではないかとかように考えております。

○湯山勇君 その起債の枠を増やすと減すとかいうことは、これはやはり自治庁だけではできないのでございませう。その点につきましては大蔵省のほうではどのような措置が考へられるのでございませうか。

○政府委員(後藤博君) 起債の枠を増やすのは、私のほうで要求するわけでございますが、その場合にはこのくらしい財政需要が殖える、而もその財政需要が義務的な経費である、こういう観点に立つてこれだけ殖えるというので財政計画のほうの財政需要を殖やしまして、それに見合うところのものとして起債を増やす、こういうことになつております。併し現在の財政計画ではこういうことを予定しておりませんので、現在のところでは入つてお

りませんが、これは恐らく奨励的な補助だろうと思ひます。それでこの補助金がどのくらいできるかということも恐らく関連が出て参りますし、それは特定財源として先ず歳入のほうに載つて来るのでございませうが、そういうところも脱み合せて財政需要の測定が困難で現在ございませうので、的確な数字を以て大蔵省のほうに折衝するとかは、現在の段階では不可能ではないかと

と考えております。

○湯山勇君 それでは的確な数字が出れば具体的に大蔵省のほうへ御交渉になるという御意思はおありになるわけでございますか、法律ができれば……。

○政府委員(後藤博君) 法律がどのような規定がございませうので、的確な数字がございませうれば、私もやはり交渉をいたしまして殖やして頂きたいというふうにいたしたいと思ひます。

○湯山勇君 これは現在措置されておるのは二億幾らでございませう。それでは実際のこの各市町村の要求しておるのの一〇％にも足りないわけですね。各市町村ともに町村末端は若干少いかと思ひますけれども、各市ともこれに非常に弱りまして、市の単独でやつておるところもありませんけれども、いずれもこの地方財政が逼迫しておりまして思うにまかせない。そこで要求の総計は恐らく百億を遙かに超えておると思ひます。にもかかわらず僅かに二億数千万の起債しか認められていないというので、このことは非常に大きな要望であつたために、衆議院におきましてこのような法律の修正がなされたわけでございますが、これは資料は恐らく厚生省のほうへお話しなされたわけでございますが、これは放つて置けば数年後には、もうどうにもならないという状態になる虞れがありますので、是非これについては御尽力頂きたいと思つてございませうが如何でございませうか。

○政府委員(後藤博君) 地方財政需要に對して起債を以て全部賄ふという計画には現在なつていないのであります。一般財源のほうからも出すと、こ

うということにもいたしております。従つて起債を特別な財政需要がありましても、そのまま殖やすということにはならないのであります。もう一つの点は、市町村でそれ／＼の／＼な普通土木とか、他の保健衛生関係のいろいろな起債を申し出て参りまするが、その場合にどれをとつて行くかという問題がございます。起債の全体の枠がございまして、従つて優先順位と申しましようか、その優先度の高いところのものから順次起債をつけて参りまするので、従つてその町村の優先順位の低いものは落ちて行くわけでございまして、そういう恰好で需要はありながら起債は落ちるという結果になつて来る。単独事業で一番大きいのは普通土木であります。従つて現在の枠でこれをつけようとするればやはりどこかの枠を切らなければならぬということに相なります。それから市町村のそれぞれの部局はやはりそれ／＼の部局としての要求を一〇〇％果してもらいたいということを言うのであります。私も市町村がそのうちでどういう順位で以て起債をつけてもらいたいというところを中心と考えておりますので、現在は非常に少い数字になつてゐるのであります。

然そのことに對しての措置はなされなければならぬと思つておりますが、これは憲法にもあります通りに、法律は必ず守るべく政府がやらなくちゃならぬということになつてゐるのでございまして、法律でできたものをまあ等閑視するというようなこともできないのじやないかというように思ひます。これはどうでしょう。

○政府委員(後藤博君) こうここに書いてあります十八條は別であります。十九條のようなことは現在でも資金の融通はいたしておるわけであります。額は多少まあ少い、こういうことはございまして、従つてこの法文ができましたら、やはり私どもとしてはできるだけその市町村の必要度を考えましてつけて行きたいと思つております。で、これ以て枠を殖やさなければ法律違反になるとか何とかいふことは私はないのではないかと、いふように考へてゐる次第でございまして。

○湯山勇君 これは非常に問題がいろいろあると思つてゐます。こういうことを申上げるのは、前に食品衛生法二十六條の経費がやはり同じようにして落されておりました。これは御承知の通りだと思つてゐます。でこのことについては地方財政法十條のあの費目にも入れていない。そうかといつて特別な費目の計上もされてない、こういうこととがしばしば行われるようになれば、これはもう法律は作つても作らなくても同じことなんです。少くとも憲法第七十三條には内閣は「法律を誠実に執行し、國務を総理すること。」こういうふうになつてゐるのであつて、事の如何を問はずに誠実にこれを執行するということになれば、法律ができようが

できまいが、それはどうでもいいといふのではなくて、できればできただけその法律に應える措置は、これは常識的にも当然考えなくちゃならない問題じやないかと私は思つてゐますが、そういう意味から法律でできた場合には、とにかくたゞ現在措置されてゐるままで放置するというのじやなくて、何らかの対策を講じて頂けるかどうか、こういうことを重ねてお尋ね申上げたいと思ひます。

○政府委員(後藤博君) 法律ができました以上は、勿論これを尊重しなければならぬことは当然であります。私どももこういう立法措置を時々拝見するのであります。資金の面とか地方団体の財政需要とか、職入の面とか、そういうことをお考えにならないうで、二應法律をきめられて、あとから補助金とか、起債をつけられるような傾向があるのであります。これはすでにこういう立法があつて困つております。そうなりますと結果的にどうなるかといひますと、単独事業の中で枠が特別にできまして、そうして他の単独事業が減るという結果になるのであります。単独事業といふものは何につけなければならぬといふことはないのであります。これは補助事業と違ひまして、単独事業は百十億でございしますが、これはその年々の府県や市町村の財政需要と睨んで、単独事業としてやるものに対してつけて行く、こういうことになります。従つて極端にいはば圧縮してもいいじやないか、こういう議論もできます。補助事業であります。補助事業ではないのであります。そういう単独事業の幅を一つの法律でお括げになつても、結局地方財政の面

からいふとそういう幅が括げられないのであります。特に最近のような金融情勢であります。而も国の財政投融資の關係が非常に苦しくなつておりました。きに、而も政府資金で以て起債を増額するということは非常に困難ではないかと私は考へております。従つて資金的な操作を前提としてお考え頂くのは非常に有難いことだと思ひますが、単独事業の恰好で以て殖やして行かれますと、結局どこかの単独事業、今一番必要であります市町村の土木事業、他の衛生事業といふものが圧縮される。そういう結果に相成るのは事実なのであります。そういうことを先ほど申し上げたのであります。

○湯山勇君 私が申上げてゐるのは、現在の枠内操作といふことを前提にして言ひ、今おつしやる通りになると思つてゐます。というのではなくて、自治庁のほうでこういう法律ができてくれば、更にこういう資料を添えて大蔵省のほうへ要求すれば、その枠の増大の途も残されておるということをおぼつしやつたので、そういう措置をおとり頂けるかどうか、こういうことをお尋ね申上げておるわけなんです。

○政府委員(後藤博君) こういう立法ができますと、私どもとしては次の財政計画の政訂の際には、必ず各省のこういうものを集めまして、財政需要を伸ばしてそれに見合う起債乃至歳入を見込んだ計画を出して、平衡交付金の増額とか、起債の増額を常にやつておるわけでありまして、ところがそれをやっておりますが、今申しました性質によりまして切られる場合があるし、話がつかない場合がある。事実は先ほど申しましたような結果になる。ですか

○湯山勇君 その場合は当然現在の起債の枠といふものは拡大するのでございまして、それだけのものは……。

○政府委員(後藤博君) そのほかの条件が同じであれば、拡大されるものだと思います。

○政府委員(後藤博君) 先ほど大村主計官のお話では、現在の予算の枠の中の操作のように私は拝聴したのであります。予算の補助金が殖えて参りますれば、当然に私どもはやはりそれに見合うところの起債、交付金か起債といふことになるのですが、起債のほうに殖えて参るといふことになつてゐると思ひます。

○湯山勇君 私はその辺からちよつとわからないのです、素人ですから……。で、何かこうはつきりしない点があつて、私自身にわからない点があつて、お尋ねしようがない点があるのですが、ともかくも結論的なことを申し上げますと、必ずしもこういう法律が通つたからといって、現在定められた枠内だけで他の単独事業を圧迫する以外にやり方がないというのではなくて、大蔵省のほうと折衝して枠を拡大する途も残されているということが一応確認されたと思います。非常に困難ではあるけれども、そういう途も残っている、それも実現するかもしれないとは別だ。けれども、とにかくそういう交渉の余地があるし、実現する場合もある、言い換えれば……。こういうことがあつたのと、いま一つは、当然補助金が現在の額よりも何らかの操作で幾らかでも殖えれば、それに伴う起債の裏付けということも考えられないことはない、こういうこともお話があつたと思うのです。そうすると、その二つのことを前提とすれば、将来起債の増額ということもこれも見込みがないということではない。まああるとはつきりと言えないにしても、全然望みがないということでもない。私は今までの御答弁を総合して判断するわけですが、そうかと云つて、必ずあるということも断定できな。こういふふうには受け取りませんが、よろしくごさいませうか、それです。

○政府委員(後藤博君) その通りであります。

○湯山勇君 一応これで終ります。

○説明員(稲田耕作者) 大蔵省の資金課長でございますが、只今後財政部からお話がありましたように、

我々も大体同じように考えております。こういう新しい法律ができまして、たのを契機といたしまして、我々も十分自治庁の關係の方と連絡をよくとり、まして、国民の生活の根本の問題に關係する極めて身近なこういう問題につきまして十分考慮を払つて行きたいと考えております。ただ財政投融資計画なりというものができ上つたばかりでございまして、その後余り大きな預託金の増加というものが、増加というよりも減少しやしないかという心配をしていてございまして、少し遠い目で一つ御覧頂きたいと思ひます。できるだけのことを努力をいたしたいと思ひます。

○政府委員(後藤博君) ちよつと一つだけ補足して頂きます。それは、補助金の対象は二つあるわけでございます。一つは投資的な事業、一つは消費的な事業であります。消費的な事業は、一つは交付金の問題であります。現在市町村の交付金の単位費用がたしか来年度は百二十二円になつていまして、これは人口十万人の都市における人口一人当りの単位費用であります。人口が殖えて参りますし、又都市の態様が複雑になつて参りますと、この態様によりまして補正をいたしますもので、ちよつと高くなつて参りますけれども、人口十万人の標準団体においては百二十二円、そのうちでたしか四十円ぐらい清掃関係の費用が出ておる。

○湯山勇君 三十七円ですよ。

○政府委員(後藤博君) 三十七円ですが、入つておる、従つてそちらのほうに影響して来ます。特定財源を引いたものを以て単位費用を作つておりますので、従つて、一般の平衡交付金の対

象は、補助金が入つて参りますとそれだけ低くなつて参ります。

○委員外議員(藤原道子君) 委員外質問ですが、こういう法律が出てから、先ほど来伺つておると、あとで困るというお話でしたが、結局清掃事業というものは看過することのできないほど追い詰められておる。これは環境衛生部長にも伺つてございしますが、大蔵省なり自治庁で、仕事の重要度というものでございまして、これは認識して頂かなければならないと思う。今どういふ状態に放置されておるかという現場を見て頂いたことがあるでしょうか。実は私も、困る／＼とは聞いていたのでございしますが、この前現場を視察いたしました、もう本当に大変だという気持ちに駆り立てられておるのです。ですから、資金の面においてもやはり放置することができない段階に來ておる以上はそれは一つ見て欲しい。机の上だけでは解決のつかない問題です。ですから融資などの問題を決定する前に私は一つ見て欲しい。又環境衛生部長にも申し上げたのでございしますが、こういう場合には、金がなければ法律を作つたつてできないのですから、従つて無理でも一度現場を見て欲しいというところを私は、委員外ですから余り申しませんが、それを強く希望したいのであります。見て頂く御意思があるかどうか、一つ伺つて欲しい。あなた方見たらたまげる。黄金の滝とか言われている。

○政府委員(後藤博君) 私も、小さい役所でございますので、なか／＼実地調査というのはいかなるものであります、機会がありましたら見たいと思ひます。大都市の問題といたしまして

は、東京都とか何とかは私も実際に東京都の方と歩きまして、その処理の状況を見ております、併し中都市といたしますと、非常に数が多くなつて参りますので、見れないのがあつて、それから自治団体でありますので、やはりその市長の施政方針と申しますか、そういうのを中心に物事を考えて行くべきであらう。我々が行政の内容に干渉すべきでないという建前をとつております。従つてこれは見せると言へば、別に拒否はいたしませんでしようけれども、何をやれというやうなことは私どもは強くは言えない立場にあるわけでありまして。

○委員外議員(藤原道子君) 私はやれ、隊を容れるというのではない。一度見て認識を改めて欲しい、こうなんですが、小さいお役所である／＼な關係がございまして、厚生省のほうからも自動車ぐらいは準備して頂いて、見て頂ける機会を作れると思ひます。口出しをせよという意味ではない、ただ認識を改めて欲しいということとを私申し上げたのです。どうです環境衛生部長、そのくらいのことをしなれば熱意がないですよ。

○堂森芳夫君 自治庁当局と大蔵省に對するこれは希望ですがね、湯山委員がすでに幾度質疑応答を重ねられましたので、重複を避けさせていただきます、今度の清掃法案を見ておきますと、どうも現在の起債の枠が二億ぐらいではこれは恐らく死文化すると思ひます。従つて、文化国家であるべき日本が其詰りになつておつたのではとてかなわな。いのですから、一つ大奮発をしてみたい。これらと御考慮を願ひたい。

な財政措置では全くこれは死文化すると思ひます。そういう意味で、一つ枠だとか、そういう拘り定規ではなしに、こういうふうな考慮してもらいたい。これは我々厚生委員みんな、或いは日本中そう思つておると思ひますから、一つ、とくと御考慮を願ひたいと思ひます。これは質疑とございませぬ。

○委員外議員(上條愛一君) それでは大蔵省と自治庁關係はよろしうございませうか。……ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員外議員(上條愛一君) 速記を始めたいと思ひます。その第一点は、伝染病予防法による大掃除、これの費用は本年度予算では伝染病予防費として別途に組まれておるのかどうか。この点昨日でしたか聞き渡したのでお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(楠本正康君) この伝染病予防法におきましても、法律の定めるところによつて大掃除を施行することとに相成つております。この場合には、これに要する経費を国が補助する建前になつております。併し、この趣旨は、大掃除時防疫の大掃除であります、例えはベストが出た、或いは伝染病が出たというやうなときに、伝染病予防の目的で臨時発生時に予防手段として大掃除を実施するという趣旨でございします。従つて、春秋二季の大掃除というやうなものは、この伝染病予防ではできない建前になつております。なお予算の問題であります、曾つてはかような観点から発生時防疫の大掃除に對して補助金を支出したものがござい

ますが、最近はこの大掃除には予算を支出しないのが例となつております。

○湯山勇君 今の点もう一度確認したいのですが、発生時防疫の随時の場合には予算を出す、それ以外の定期的ないわゆる大掃除というものは出さない建前である、こういうことでございますか。

○政府委員(楠本正康君) その通りでございます。

○湯山勇君 もう一点、前回衆議院の修正者に開いた場合には、動物死体の処理施設、これについては若干あいまいな御答弁であつたのですが、このことに関して、これは極く少数の該当しかないと申すのですが、動物死体処理施設についても、若しこの法律が通ればやはり汚物処理の施設と同じような計らいができるかどうか、これは如何でございますか。

○政府委員(楠本正康君) 衆議院の改正案におきましては、施設はごみと屎尿だけに限られております。従つて、動物の死体の処理施設は不可能ということに相成つております。併しながら實際問題といたしまして、動物の死体を片付けることは極めて必要でありまして、その量から考えまして、特別な施設を作らなければどうにもならんというものでなからうかと、かように考へておる次第であります。

○湯山勇君 これはまあ狂犬病予防法等との関連もありますし、それから非常に野犬が多くなつておる。野犬というのは、実は何と申しますか、本当の野犬ではなくて、登録されていない、まあ家犬、飼犬のような形である。子供が生れると大抵流すのですね、生れるとすぐのを……。そういうのは相当

多量になつておると思ひます。それから死んだ犬等も大抵流してありますが、田舎のほうでは大して問題ないにしても、都会ではかなり多量になるのではなかつたかという心配もありますので、重ねてお伺いするわけですが、若し都府、或いは大阪府なら大阪府、京都市なら京都市が是非この実情では必要だということになれば、特別に考慮が払われるか、如何でしょうか。

○政府委員(楠本正康君) 現在動物死体のうち腐敗し尽したようなものは別といたしまして、動物の死体、或いは野犬狩り等に引つかかりました犬の死体等につきましては、大体下げの措置を講じまして、汚ない話でありますけれども、脂肪を取るといふようなこととが行われておる。或いは肥料に利用されるというような方法がとられまして、大体極めて安い経費で下づけられておるのが例であります。従いまして、今後これらのものが殖えまして、処置に直ちに困るというようなこともあるまいと考へております。

○堂森芳夫君 もう小さいことですが、部長に伺ひますが、衆議院の修正案の十七条ですね、環境衛生指導員、この中に、「環境衛生指導員は、都道府県又は保健所を設置する市の吏員であつて、」云々と、こう書いてありますね。そうしますと、保健所を持つておる市が任命する環境衛生指導員ができるわけですが、こういう場合に、この監督が二重になつて、こう非常に円滑を欠くというようなことはございせんか、市の場合……。

○政府委員(楠本正康君) この清掃作業そのものは、御指摘のように市町村の現場作業に相成つております。従つて保健所を設置する市におきまして、も、当然現場作業としてその市が清掃事業を実施するわけでありまして、この場合に保健所を設置する市は大きな市であり、力がありますので、技術力もありますので、特に県の職員を使わずに、みずからの職員を以てそれらの技術指導或いは清掃作業の円滑を図ることができらう、こういう趣旨でこれらのものは、市が環境衛生指導員を置く建前として、ところが逆に小さな市町村につきましては、技術力の点から申しまして、必ずしも、自分だけでは処理できない問題がありますので、この場合には、果に置かれましては環境衛生指導員の指導を受ける、こういう考え方でございます。従いまして仕事の内容が違ひますので、保健所を設置する市におきまして、事務が重複するということはないと考へております。

○委員長(上條愛一君) ちよつと関連質問になりますが、従来の汚物掃除法施行規則によりますと、掃除監視吏員というものを置いておりましたが、これと今度の環境衛生指導員とはどういう関連になりますか。

○政府委員(楠本正康君) 現行法におきますのは、これはこの現場作業の掃除監督と申しまして、多数の人力を駆使して清掃作業を実施いたしますので、主として現場の清掃事業の監督を意味しております。従つて全体の清掃事業そのもの、或いは都市の清掃という点に關しては、責任がないわけでございます。従つて今日の環境衛生指導員というものは、かような現場作業の監督ではなくして、都市の清掃という環境衛生の向上というものを

図るために、最近の清掃事業というのが、技術的に高度化しつつありますので、これらの技術的な指導を実施しようという趣旨でございます。現在の掃除監督と申しておりますのは、人夫頭と言つては言葉が悪うございませうが、現場作業を監督するものというふうに考へておる次第であります。

○委員長(上條愛一君) それでは本法が施行されましたも、掃除監視吏員というものはそのまま継続されて行くわけですか。

○政府委員(楠本正康君) この現場作業につきましては特別な規定はしてございませうが、大体現在の人員、現在の作業形態で合理的に実施されることにならうと存じております。

○委員長(上條愛一君) つまり従業員の側から言へば、本法で環境衛生指導員が置かれるということになると、現在の掃除監視吏員というようものが廃止されるのではないかと申すのであります。一抹の不安を持つておるようでありまして、その点については今お答えになつたように別個の処遇であつて、現在の掃除監視吏員というものは大体そのまま継続されて行くと、こう認めてよろしくございませうか。

○政府委員(楠本正康君) その通りでございます。

○委員長(上條愛一君) 御質疑がなければ、本日の質疑はこの程度にいたしたいと思ひますが、御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

昭和二十九年四月二十二日印刷

昭和二十九年四月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局